

【別紙1】 リスク分担表

リスク分担表 (1/2)

リスク項目		リスク分担	
		市	SPC(PFI事業者)
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 市は右活動に資料提供等で協力する。	○ 住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)は SPC が負担する。
	住民からの浄化槽設置申請数の目標未達	—	○
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○ 市に起因する契約解除規定により対応する。	—
	不可抗力(自然災害等)による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC に契約解除金を支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC は契約解除に伴う一部費用を負担する。
設置段階リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	工事中の自然災害による設備損壊	—	○ SPC がすべて責任を負う。 SPC は保険で対応

リスク分担表 (2/2)

リスク項目		リスク分担	
		市	SPC (PFI 事業者)
維持管理 段階リスク	保守点検、法定検査等、 法定要件に係るトラブル	— トラブルに起因して市が損害を 受けた場合は、SPC に求償可 能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係 る機能不全、使用者とのト ラブル	— トラブルに起因して市が損害を 受けた場合は、SPC に求償可 能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	想定外維持管理費用の発 生	— トラブルに起因して市が損害を 受けた場合は、SPC に求償可 能とする。	○ 不可抗力(自然災害等)に起 因するもの以外、SPC がすべ て責任を負う。 不可抗力(自然災害等)時は、 契約解除規定に基づき、契約 解除が可能である。
資金調 達・支払 段階リスク	SPC の破綻、契約解除時 における損害の発生	○ 契約解除の原因者が負担す る。	○ 契約解除の原因者が損害を 負担する。
	SPC の破綻、契約解除時 における修復費用の発生	○ 市が負担する。 SPC に破綻保険の付保を要求 する。	(○)
	SPC の破綻、契約解除時 における債権者への支払	—	○ SPC が負担する。 市への遡及は不可とする。
	市の買取費用・委託費の 支払遅延	○ 市は SPC の経過金利負担等 の損害を賠償する。	—

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。